

中野市総合観光パンフレット制作業務仕様書

1 事業目的

中野市総合観光パンフレットについて全面的なリニューアルを実施し、最新の中野市の魅力や情報を分かりやすく効果的に掲載し、現代のニーズに応えた内容とする。

また、表紙に中野市魅力発信 VTuber 「信州なかの」を起用し、イラストをきっかけに中野市の新たなファン獲得、誘客促進及び県内外に向けた情報発信の強化を図る。

2 事業期間

契約の日から令和6年3月28日(木)

3 委託業務の内容

- (1) 表紙デザイン及び本文全般にわたる企画・デザインの作成
 - ・ 企画立案、構成、デザイン、写真撮影、原稿作成、レイアウト、編集、校正などパンフレット制作に必要な全ての作業を実施すること。
- (2) その他、パンフレット制作に必要な事項
- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、本業務に関する提案

4 総合観光パンフレットの内容

- (1) 紙面構成や デザインを全面的にリニューアルすること。

表紙は、中野市魅力発信 VTuber 「信州なかの」を起用し、アニメ誌をイメージした、一見観光パンフレットに見えない、インパクトのあるビジュアルを提案すること。なお、「信州なかの」の素材については、別添から選んで用いること。

※別添「信州なかの」素材中①～⑧データは
<https://www.city.nakano.nagano.jp/urenou/2021051200018/> からダウンロード可。
上記 URL に掲載がない⑨～⑭については市から提供します。

表紙に使用するイラスト枚数に制限は設けず、トリミングも可とする。
- (2) 掲載内容は通年使用できるものとする。
- (3) 「見たい、食べたい、買いたい、体験したい」など遊び心を持たせたデザインとし、市内全体の魅力が伝わるもの。また、中野市の総合観光パンフレットとしての面を考慮の上、記載コンテンツを「観光」「農業・食」「文化・歴史」「お土産」等を主な基本とし、バランス良く掲載する。
- (4) 中野市独自の要素、ストーリーなども幅広く盛り込むこと。
- (5) 紹介する観光スポット等については、営業時間やアクセス等わかりやすく掲載するとともに、QRコードなどの活用によりダイレクトにアクセスできるよう工夫すること。

- (6) 位置や距離感が分かりやすい地図及びイラスト等による市内全域図を掲載し、主要観光ポイントや公共施設等の位置関係が分かるようにすること。
- (7) カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに配慮した色彩及びフォントを用いること。

5 冊子仕様等

[規格] A4 縦、16 ページ、中綴じ、両面フルカラー

6 紙面デザイン校正等の方法

- (1) 紙面のデザイン、レイアウト、文字やイラスト、グラフ等の図表、地図の作成等は受注者の対応とする。
- (2) 紙面デザイン・レイアウトの決定については発注者と協議の上、最適なものになるまで調整を行うこと。なお、受注後、デザインに入る前に打合せを行うこととする。
- (3) データは Adobe InDesign (CC) で作成すること。

7 資料等の貸与等

資料及び写真については市で所有するものを一部貸与することができる。

- (1) 中野市が貸与する資料については、受託者が必要な資料リストを作成し、これに基づき両者協議して決定するものとする。
- (2) 受託者は、貸与を受けた資料の取扱い及び保管には十分に注意を払うとともに、本業務の目的以外には使用してはならない。また、本業務完了後は速やかに返還するものとする。

8 校正回数

文字・デザイン等の校正は、市と協議が整うまで行うものとする。

9 納品

[納入期限] 令和6年3月28日(木)

[納品場所] 中野市役所

[納入方法] データ納品

[その他] 最終のデータ (indd 形式) 及び PDF データを CD 等の媒体で納品すること。なお、InDesign データについては、文字のアウトラインをかけたもの及びかけていないものの2種類を納品すること。また写真テキストデータも納品すること。

10 受託者の責務

- (1) 受託者は、本業務遂行にあたり、関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、

委託者の意図及び目的を十分に理解したうえで、適切な人員を配置し、誠心誠意行わなければならない。

- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、逐次委託者と連絡調整を行うこととする。
- (3) 受託者は、業務の進捗を定期的に委託者に対し、報告しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務により得られた成果品、資料、情報等は、中野市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (5) 受託者は、業務の遂行に当たって、中野市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密は他人に漏らしてはならない。また、業務完了後においても同様とする。

11 業務の再委託

本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることはできないものとする。また、本業務の主たる部分以外について、第三者に委託又は請け負わせる場合は個人情報の取扱いに十分注意し、事前に中野市の承認を得た上で行うものとする。

12 特記事項

- (1) 出来上がった全ての著作権は、中野市に帰属するものとする。
- (2) 後年度に発注者において、改変し再版・発行できるものとする。また、中野市公式ホームページ等の発注者が発行する電子媒体上で、ウェブブック（デジタルブック）等に変換し、公に閲覧できるものとする。
- (3) 完成したPRコンテンツ及び関連素材データは、市が二次利用可能とし市公式ホームページ等でも活用できるものとする。
- (4) 業務の遂行上疑義が生じた場合は、速やかに申し出て、指示を受けるものとする。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合には、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (6) 本仕様書に定めていない事項については、その都度協議するものとする。